

分限免職処分取消等請求事件に係る状況報告

岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーの廃止（平成24年3月31日）を理由に分限免職処分を受けた元県職員2名からの、第二審判決を不服とする訴え（上告）の提起について、最高裁判所よりその審理結果の通知を受けたため、これを報告します。

1 訴訟の概要

(1) 事件名 平成30年（行コ）第12号 分限免職処分取消等請求控訴事件
（原審・岐阜地方裁判所平成27年（行ウ）第15号）

(2) 当事者

原告A 元岐阜県立国際情報科学芸術アカデミー学科長兼教授
B 同 教授

被告 岐阜県 代表者 岐阜県知事、岐阜県教育委員会

※ 岐阜県人事委員会は平成28年5月9日付けで取下げ

(3) 原告の主な主張

- ・県策定の「行財政改革アクションプラン」を受けてのアカデミー廃止条例の制定は極めて恣意的で、裁量権の逸脱・濫用があり違法・無効である。
- ・アカデミー廃止後の大学院の教員選任にあたって人事評価が行われず、I AMASの定数の改廃に藉口して原告を恣意的に免職したこと、及び免職回避措置がとられていないことから、分限免職処分は裁量権の逸脱・濫用があり違法である。

2 経緯

- H24. 3.31 アカデミー廃止、分限免職処分
4月 人事委員会へ不服申立て
- H27. 2.12 人事委員会裁決（分限免職処分を承認）
8.8 訴訟提起（平成27年（行ウ）第15号）
- H30. 1.24 第一審判決言渡し《県勝訴》

主文	1 本件訴えのうち岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーの廃止の無効確認を求める部分を却下する。
	2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
	3 訴訟費用は原告らの負担とする。

- 2.6 控訴（平成30年（行コ）第12号）
6.28 第二審判決言渡し《県勝訴》

主文	1 本件控訴をいずれも棄却する。
	2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

7.13 上告及び上告受理申立て

(平成30年(行ツ)第332号、平成30年(行ヒ)第375号)

趣旨 ・ 上告の趣旨

原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

・ 上告受理申立ての趣旨

1 本件上告を受理する。

2 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

3 第一審、第二審における裁判所の判断

<判決理由の概略>

- ・ 条例それ自体によって原告らの権利義務ないし法的地位に直接の影響を及ぼすとは認められないから、アカデミー廃止条例の制定行為は行政処分にあたらない。
- ・ アカデミーの廃止及びCGIコースの大学院への不統合に至る経緯や、これにより原告らが分限免職の対象となったことについて、県ないしI AMASにおける判断や手続に、特段違法な点や著しく不合理な点は見当たらない。
- ・ 十分な免職回避措置が講じられなかったことに違法があるとは認められない。

4 最高裁判所における審理結果

決定日 平成30年12月25日

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法第312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。